

六輪病院 面会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、入院患者とその家族その他の関係者との交流の機会を確保するとともに、患者の権利の尊重、療養環境の維持及び院内感染の防止を図るため、面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当院は、患者の療養生活の質の向上及び患者・家族等との関係維持の観点から、面会の機会を確保するものとする。

2 面会は原則として実施するものとし、感染対策上その他やむを得ない理由がある場合を除き、不当に制限しない。

3 面会に関する運用は、患者の安全及び療養環境の維持並びに院内感染防止との均衡を図りながら行うものとする。

(対象者)

第3条 面会できる者は、患者が面会を希望する者とする。

2 患者本人の意思確認が可能な場合は、その意思を尊重するものとする。

3 患者本人の意思確認が困難な場合は、家族その他患者の意思及び利益を推定し得る者の意向を踏まえ対応するものとする。

(面会時間)

第4条 面会時間は次のとおりとする。

(1) 平日及び土曜日 13時00分から19時00分まで

(2) 日曜日及び祝日 13時00分から18時00分まで

2 病院長は、病院運営上必要がある場合には、面会時間を変更することができる。

(面会者の遵守事項)

第5条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 面会時間は1回30分以内を目安とすること

(2) 面会人数は4名以内とすること

(3) 手指消毒、マスクの着用その他病院が求める感染対策に協力すること

(4) 他の患者の療養及び病棟運営の妨げとなる行為を行わないこと

(5) 病院職員の指示に従うこと

(面会の制限又は中止)

第6条 病院長又は所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、面会を制限し、又は中止することができる。

- (1) 面会者に発熱、咳、咽頭痛、下痢その他感染症が疑われる症状がある場合
- (2) 感染症の発生又は流行により院内感染防止上必要と認める場合
- (3) 患者の病状、治療、処置又は安静保持のため必要と認める場合
- (4) 他の患者の療養環境に支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 災害、事故その他病院運営上やむを得ない事情がある場合
- (6) その他病院長が必要と認める場合

(感染症流行時の対応)

第7条 感染症の発生状況等により院内感染防止対策の強化が必要と認められる場合は、感染対策委員会の協議を経て、病院長が面会方法の変更、制限又は中止を決定することができる。

2 前項の決定を行った場合は、その理由及び期間を明確にし、患者及び家族等に周知するものとする。

(個別対応)

第8条 前2条の規定にかかわらず、病状説明、意思決定支援、退院支援、終末期医療その他患者支援のため必要と認める場合は、個別に面会を認めることができる。

(周知)

第9条 当院は、本規程及び面会方法について、院内掲示、ホームページその他適切な方法により患者及び家族等へ周知するものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、病院長が決定する。

附則

1 本規程は、令和8年6月1日から施行する。